4　支払の要件
　２の行為をした者の中で、被疑者の検挙又は事件の解決への寄与の度合が大きいと警察庁刑事局長が認めた者に対して、３の金額の範囲内で、警察庁刑事局長が当該寄与の度合に応じて相当と認める金額を支払う。ただし、対象者が複数ある場合には、それぞれの寄与の度合に応じて、３の金額の範囲内で分割して支払う。
　なお、その余については、民法（明治29年法律第89号）の規定による。
5　応募の期間
　平成22年７月２日から平成23年７月１日まで（必着）
　ただし、郵送による場合は、応募期間最終日までの消印は、有効とする。
6　支払の除外事由
　次に掲げる者に対しては、捜査特別報奨金の支払は行わない。
⑴　被疑者の検挙又は事件の解決の時点で匿名であるなどのため特定できない者
⑵　警察職員及びその親族
⑶　共犯者、当該情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる者その他捜査特別報奨金を支払うことが不適当であると警察庁刑事局長が認めた者
7　情報の受付部署
　〒598―0007 大阪府泉佐野市上町２丁目１番１号　大阪府泉佐野警察署「泉南郡熊取町における小学生女児に対する未成年者略取誘拐事件捜査本部」
　電話072―464―1234　内線576
　ＦＡＸ072―462―0854
　大阪府警察ホームページ
　（http://www.police.pref.osaka.jp/02jyoho/jiken/030520izumisano_1.html）

建設業の許可の取消処分の公告

　建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
　平成 22 年７月１日
東北地方整備局長　青山　俊行
1　処分をした年月日　平成22年６月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社みちのくリアライズ　大場　照夫　岩手県盛岡市本宮３―11―１　国土交通大臣（特―21）第23430号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年６月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

　建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
　平成 22 年７月１日
東北地方整備局長　青山　俊行
1　処分をした年月日　平成22年６月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エディソン　酒井　良胤　福島県郡山市堤下町13―８　国土交通大臣（般―19）第17599号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年５月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

　次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。
平成２２年（家）第１６３号
　埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野432番地
　申立人　白岡町
　本籍埼玉県南埼玉郡白岡町大字彦兵衛22番地52、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所埼玉県南埼玉郡白岡町、死亡年月日推定平成22年１月３日、出生の場所愛知県名古屋市中区、出生年月日大正４年10月24日、職業無職
　被相続人　亡　田口見祢子
　事務所さいたま市南区別所３丁目13番22号306関口幸男法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　関口　幸男
さいたま家庭裁判所久喜出張所
平成２２年（家）第３００５２号
　千葉県松戸市小金原３丁目14番地　北小金住宅４―205号
　申立人　加賀谷栄岳
　本籍千葉県流山市若葉台58番地128、最後の住所千葉県流山市若葉台58番地の128、死亡の場所千葉県流山市、死亡年月日平成22年４月17日、出生の場所兵庫県揖保郡御津村、出生年月日昭和21年３月27日、職業不詳
　被相続人　亡　森川　素子
　事務所千葉県松戸市松戸1281―29　住友生命ビル５階　東葛総合法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　蒲田　孝代
千葉家庭裁判所松戸支部
平成２２年（家）第７０４９９号
　東京都千代田区大手町１丁目２番４号
　申立人　パル債権回収株式会社承継人アビリオ債権回収株式会社
　本籍福島県郡山市字名倉40番地２、最後の住所東京都足立区千住１丁目１番９―201号、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日平成21年３月５日、出生の場所青森県青森市大字浦町字橋本268番地、出生年月日昭和36年４月10日、職業不詳
　被相続人　亡　木村　和雅
　事務所東京都港区西新橋１丁目18番14号第２須賀ビル５階ねもと法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　吉田　忠子
東京家庭裁判所
平成２２年（家）第７０６２１号
　東京都足立区江北４丁目30番３―213号
　申立人　湯川　秀雄
　本籍東京都荒川区南千住６丁目175番地、最後の住所東京都荒川区南千住６丁目46番13号、死亡の場所東京都荒川区、死亡年月日平成16年11月30日、出生の場所東京都台東区浅草田中町３丁目３番地、出生年月日昭和23年４月24日、職業タイル職人
　被相続人　亡　湯川　一夫
　事務所東京都港区虎ノ門１丁目５番６号朝陽ビル３階鬼丸かおる法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　鬼丸かおる
東京家庭裁判所

公示催告

　次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。
平成２２年（へ）第３３号
　千葉県市原市五井中央東２丁目20番地12
　申立人　市原テクノサービス株式会社
　代表者代表取締役　寺園　二朗
　申立人代理人弁護士　浜名　儀一
　同　浜名　泰
権利を争う旨の申述の終期　平成22年９月27日
　平成22年６月10日　大阪簡易裁判所
　（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　Ｓ284690
　金額　3,000,000円
　支払期日　平成22年３月31日
　支払地　大阪市
　支払場所　株式会社三井住友銀行堂島支店
　振出日　平成21年12月15日
　振出地　大阪市
　振出人　株式会社クリハラント　代表取締役　嶋田　雅景
　受取人　申立人
　最終所持人　申立人
⑵手形番号　Ｓ284691
　金額　232,000円
　支払期日　平成22年３月31日
　支払地　大阪市
　支払場所　株式会社三井住友銀行堂島支店
　振出日　平成21年12月15日
　振出地　大阪市
　振出人　株式会社クリハラント　代表取締役　嶋田　雅景
　受取人　申立人
　最終所持人　申立人